

真岡市最低制限価格制度事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手續きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、真岡市低入札価格調査制度事務処理要綱の適用を受けるものを除いた建設工事の入札とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

①直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定を適用することが適当でないと認められる建設工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知等)

第4条 最低制限価格を設けたときは、予定価格調書に明記するとともに、入札参加者への指名通知書又は入札公告に明記するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとし、予定価格制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和元年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和５年１月１日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和６年４月１日以降の入札公告及び指名通知から適用する。

附 則

この要綱の改正は、令和７年１０月１日以降の入札公告及び指名通知から適用する。

最低制限価格制度フロー図

